

香川県資源管理方針

令和2年12月1日制定

令和2年12月23日改正

令和3年6月18日改正

令和5年11月6日改正

令和6年12月24日改正

令和7年3月18日改正

第1 資源管理に関する基本的な事項

1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲していることから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成 27 年以降、増加傾向にあるものの、昭和 50 年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

3 本県の責務

本県は、法第 6 条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第 5 の 3 の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第 4 項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第 5 項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。
- (2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。
- (3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく

資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

知事は、法第 31 条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第 32 条第 2 項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

第 7 香川県方針の検討・変更

法第 14 条第 8 項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第 8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙 1－1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙 1－7 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙 2－1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙 2－12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。